

事務連絡
令和元年 11 月 29 日

各 { 都道府県 } 生活保護制度担当課(室)
指定都市 } 生活困窮者自立支援制度担当課(室) 御中
中核市 } ホームレス自立支援担当課(室)

厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

年末年始の長期連休中における生活困窮者支援等に関する協力依頼について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

保護の実施機関及び自立相談支援機関においては、これまでも年末年始等の長期連休等に適切にご対応いただいているものと承知しております。また、本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休におきましても、適切にご対応いただいたところです。この年末年始も 9 連休となることから、10 連休中の対応も踏まえつつ、別紙 1 のとおり参考となる対応事例をまとめましたので周知いたします。これらの対応を参考の上、この年末年始においても輪番制や緊急連絡網の整備、緊急一時的な衣食住の確保等により、支援を必要とする方に適切に支援が行われるよう、各都道府県におかれては管内市町村（指定都市及び中核市を除く）に周知いただくとともに、保護の実施機関及び自立相談支援機関においては、委託事業者等の関係機関とも情報共有を図りながら、地域の実情に応じて、引き続き適切にご対応いただくようお願いいたします。

また、生活保護制度においては、連休中の主な取扱いとして別紙 2 のとおりお示ししておりますので、改めて、適切に対応頂きますよう、よろしく願いいたします。

なお、生活困窮者自立支援制度においても、年末年始は閉庁期間が長いことも踏まえ、支援を必要とする方が一人でも多く支援につながるよう、自立相談支援事業を委託により実施している場合も含め、特段のご配慮を頂きますよう、よろしく願いします。

ホームレスの方々をはじめとした生活困窮者支援については、本年 10 月 15 日付け事務連絡「被災した生活困窮者に対する支援等に関する協力依頼について」において協力依頼した、適時の情報を入手することが困難な状況であることに鑑みた支援等についても参考としつつ、各地域における巡回相談等の実施や緊急一時的な宿泊場所の確保のための一時生活支援事業の実施等について適切に対応頂きますよう、よろしく

お願いいたします。

あわせて、年末年始に生活困窮者支援団体等が各地域で実施する宿泊場所や食事の提供等の支援活動について、NPO法人ホームレス支援全国ネットワークより情報提供いただく予定ですので、追ってお知らせします。

(参考となる対応事例)

1. 輪番制、緊急連絡網等による対応

- ・ 各区福祉事務所で緊急連絡網を整備し、時間外窓口（守衛）等との連携を行っている。時間外窓口等に相談や問い合わせがあった際には、当該連絡網を活用し職員に連絡を行い、各区福祉事務所において電話連絡等の対応を実施する。
- ・ 特に、ホームレス等で急迫されている方が区役所（福祉事務所）に来所された場合は、宿直担当が対応し、担当職員へ連絡する。担当職員は、急迫状態等を確認した上で、緊急一時宿泊施設へ連絡し、当面の住居と食事を提供するよう依頼するとともに、ご本人に対し、連休明けに改めて福祉事務所へ来所するよう伝達する。
- ・ 自立相談支援機関において、当番職員が連絡を受ける体制を確保し、必要に応じて関係機関と情報を共有し支援方針を協議する。

2. 緊急一時的な衣食住の提供

- ・ 生活困窮者・ホームレス自立支援センターの入所枠の確保や旅館借上、無料低額宿泊所等との連携等について、9連休前に調整を行い、一時的な宿泊場所を確保する。
- ・ 連休前に、あらかじめ福祉事務所ごとに当番体制や緊急時に支給する物資の在庫等について確認を行った上で、連休中にホームレス等が来所した場合には、一時的な宿泊場所へのつなぎや食糧支援等を行う。

3. 生活に困窮する可能性の高い方への事前の対応

- ・ 各区役所・支所において、事前相談を受け付けし、利用可能な施策へ案内するとともに、支援の利用につなげる。
- ・ すでに自立相談支援機関等が把握している者であって、9連休中に生活に困窮する可能性の高い方に対し、連休前に連絡を入れて状況を聴取し、必要な情報提供等を行う。

4. 窓口の臨時的な開所

- ・ 日雇い労働者等、住居の確保が困難なホームレス等に対し、必要な支援を行うための臨時相談を9連休中、数日間行う。
- ・ 各福祉事務所に職員を数名配置し、新規相談等があった場合の対応を行う。
- ・ 祝日は通常は閉所日であるが、9連休中は自立相談支援機関を臨時的に開設する。

5. 連休前・連休中の情報発信

- ・ 各区役所・支所において、事前相談を受け付けし、利用可能な施策へ案内するとともに、支援の利用につなげる。（再掲）
- ・ 連休前・連休中のホームレス市内巡回の際、チラシを配布するなどして、無料一時宿泊施設の利用について周知する。

○ 関係通知抜粋

- ① 「生活保護法に係る保護金品の定例支給日が地方公共団体等の休日に当たる場合の取扱いについて」
(平成 4 年 10 月 12 日社援保第 55 号厚生省社会・援護局保護課長通知)

生活保護に係る保護金品の支給日については、各実施機関において特定の支給日（以下「定例支給日」という。）を定めており、定例支給日が地方公共団体又は金融機関の休日（以下「休日」という。）に当たる場合の取扱いは実施機関により異なっているところであるが、より一層の受給者サービスの向上を図るため、定例支給日が休日に当たる場合は、支給日を繰り上げ、その直前の休日でない日とすることが望ましいと考えられるので、管下実施機関及び関係機関に周知徹底を図り、平成 4 年 12 月までにその実施ができるよう、御配慮願いたい。

なお、保護費の会計年度が 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までと区分されていることとの関係上、4 月の定例支給日が休日に当たる場合であって、前記の方法によると前月に支給すべきこととなるときは、4 月の最初の休日でない日に支給すべきものとなるので、念のため申し添える。

- ② 「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）（抄）
第 2 編 問 28（休日、夜間における受診確保）

問 休日、夜間等の福祉事務所閉庁時において急病のため受診する必要がある場合、医療券がないため一時的に医療費の支払いを余儀なくされることも予想されるが、その対応策はどのようにすればよいか。

答 福祉事務所閉庁時において急病になった場合は、とりあえず指定医療機関で受診し、翌日速やかに傷病届を提出して当該医療機関に医療券又は診察依頼書を届けることになるが、設問のような事態に対応するため、あらかじめ地域の医師会等と協議し、適切に受診できるような措置を講じておくことが適当である。

- ③ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）（抄）

第 10 保護の決定

問 2 土曜日の夕方急病で入院した要保護者から月曜日に保護の申請があったが、土曜日にさかのぼって保護を適用して差しつかえないか。

答 医療扶助の適用については、設例の場合のように、急病等のため申請遅延につき真にやむを得ない事情のあったことが立証される場合には、必要最小限度で申請時期からさかのぼり保護を開始して差しつかえない。